

# 町内会福祉活動推進事業実施要綱 &助成金申請マニュアル

五島市社会福祉協議会

( 目 次 )

○実施要綱 . . . . . 1

○申請の流れ、報告の流れ . . . . . 4

○助成についての注意事項 . . . . . 5

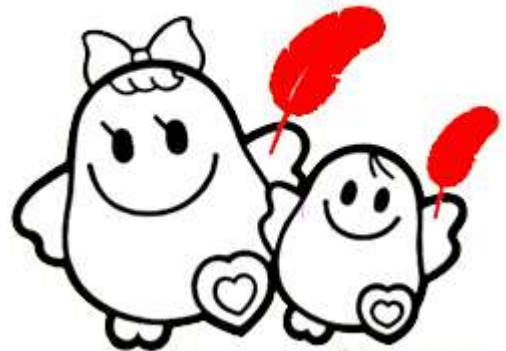
～申請の多い活動をピックアップ～

○『敬老会』での申請 . . . . . 5

○『住民同士の交流』を目的とした申請 . . . . . 9

○『草刈り・環境整備活動』での申請 . . . . . 13

愛ちゃん と 希望くん



## 五島市社会福祉協議会町内会福祉活動推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、地域の重要な地域福祉の担い手となる町内会が、地域の安心・安全を守り高めるための事業を実施することにより、住民自ら地域課題を見つけ、地域を形成して行こうとする動きを支援し、併せて共同募金運動の社会的な役割の周知及び募金への協力と理解に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### (事業及び活動内容)

第3条 町内会は、地域の実情を踏まえ、独自の創意と計画に基づき、地域住民に対して福祉意識の高揚を図り、自主活動として次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 社会福祉についての理解を高めるための学習会、講演会、映画上映会等の開催及び参加
- (2) 地域の要援護者（高齢者、障がい者等）や児童生徒の見守り活動等
- (3) 地域の交流事業（会食会、レクリエーション、敬老会等）
- (4) 子どもの遊び場の保全活動（防犯灯、ベンチ等）
- (5) 社会福祉施設への訪問、見学、奉仕等
- (6) 地域内の清掃作業、美化活動、文化財の保護等の奉仕活動
- (7) 老人福祉週間、児童福祉週間、障害者週間、共同募金、歳末たすけあい運動等の社会福祉関係行事への協力
- (8) その他、目的達成のために必要と認められる事業及び活動

### (審査委員及び助成の決定等)

第4条 本会会長は、審査委員会に審査を依頼し助成先を決定する。

2 審査委員は共同募金会五島市支会運営委員をもって充てる。

3 本事業による助成期間は、**助成実施年度の申請日から年度末までとする**。ただし必要に応じて次年度以降も審査のうえ助成することができる。

### (助成等)

第5条 本会会長は、町内会に対して事業に係る経費の9割を助成金として交付するものとし、1割は自主財源(当該事業への市・県からの補助金等は除く)や参加費等をもって充てることとする。

2 申請は単一事業のみとし、助成金の上限は50,000円とする。但し、申請のあった全ての町内会の申請額合計が助成金の財源を上回った場合においては減額になる場合もある。

3 助成金の交付に関しては、社会福祉事業助成金交付要綱及び別紙1の定めるところによるものとする。

4 申請者は、助成事業等が完了したとき、又は当該年度終了後20日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）、事業報告書、収支決算書、領収書の写し、その他本会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

5 活動に対する時給・日給等の報酬の支出は、助成対象として認めないものとする。

- 6 本会会長は、町内会の要請により、行事計画への支援や福祉情報、資料の提供、機材（フィルム・ビデオ等）貸出等、必要に応じて援助を行うものとする。
- 7 助成を受けた場合、その事業が赤い羽根共同募金の配分を受けた事業であることを実施可能な方法で周知に努める。

（補則）

第6条 この要綱に定めるものを除き、本事業の実施に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年4月1日から適用する。（第5条の一部改正）

平成26年4月1日から適用する。（第5条の一部改正）

平成28年4月1日から適用する。（第5条の一部改正）

平成30年4月1日から適用する。（第3条、第5条の一部改正）

令和2年4月1日から適用する。（第4条、第5条の一部改正）

(別紙1)

### 【 敬 老 会 】

「敬老会」を実施する場合、下記の基準により申請・報告を行う。

但し、他の助成金・補助金等の対象となっている方は助成の対象となりません。

※敬老会を運営する町内会役員・スタッフへの助成となります。

助成基準	1人あたり 1,200円以内 (但し、上限 50,000円)
------	-----------------------------------

「まちづくり協議会等からの助成金」や「町内会からの持ち出し金」がある場合には収入に記載し、敬老会経費総額での申請・報告をご提出下さい。

※社会福祉協議会だけの抜粋での提出はできません。

### 【 食 料 費 の 基 準 】

食料費については、下記の基準により申請・報告を行う。

※敬老会については、上記助成基準を優先させます。

お弁当の一部・材料費の一部	1人あたり 400円以内
飲み物代	1人あたり 150円以内

### 【 賃 借 料 の 基 準 】

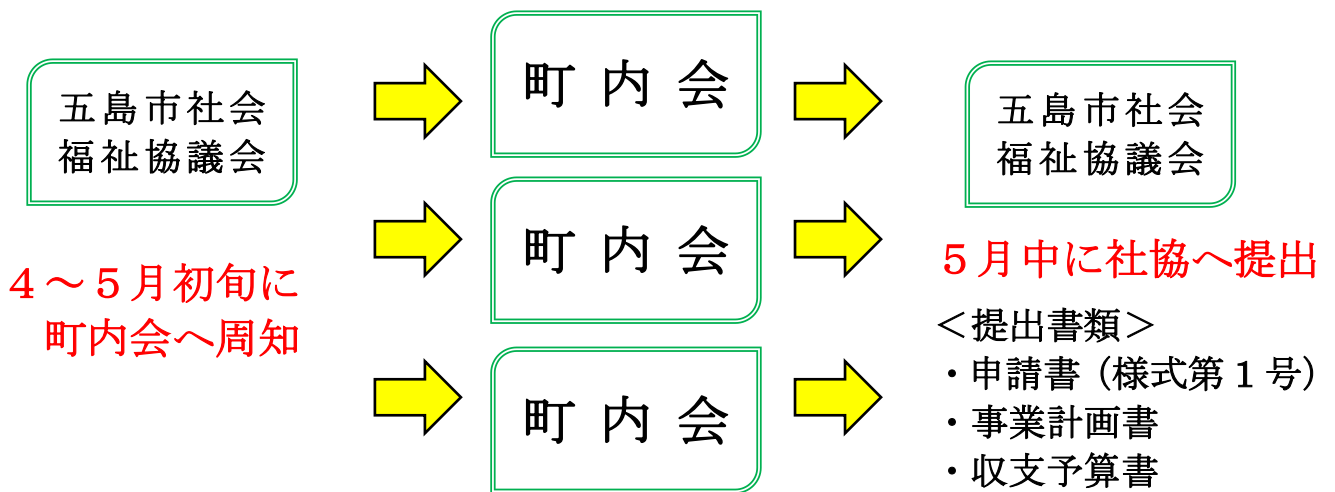
項 目 (助成上限台数)	基 準 額
トラック (3台まで)	1台あたり 2,000円以内 (燃料代含む)
草払機・刈払機 (5台まで)	1台あたり 1,500円以内 (燃料代、消耗品代含む)
動力噴霧器 (1台まで)	1台あたり 1,000円以内 (燃料代含む)
チェーンソー (1台まで)	1台あたり 1,500円以内 (燃料代含む)

※上記以外は助成の対象外。

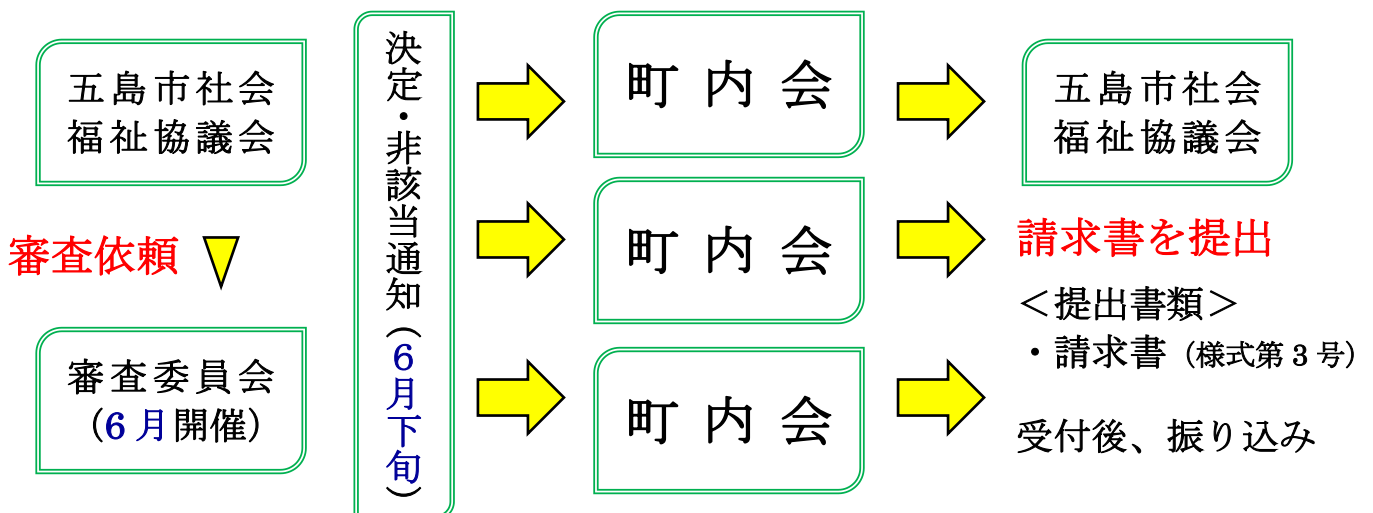
### 【 周 知 の 方 法 】

事業を実施する際又は実施後に、地域の方への赤い羽根共同募金の配分で事業を行った旨の周知を行ってください(資料へ記載、会議で報告、回覧板の活用等)。また、施設の整備や備品の購入などを行った場合には、こちらで指定するステッカー等を貼るなどして、周知にご協力いただきます。

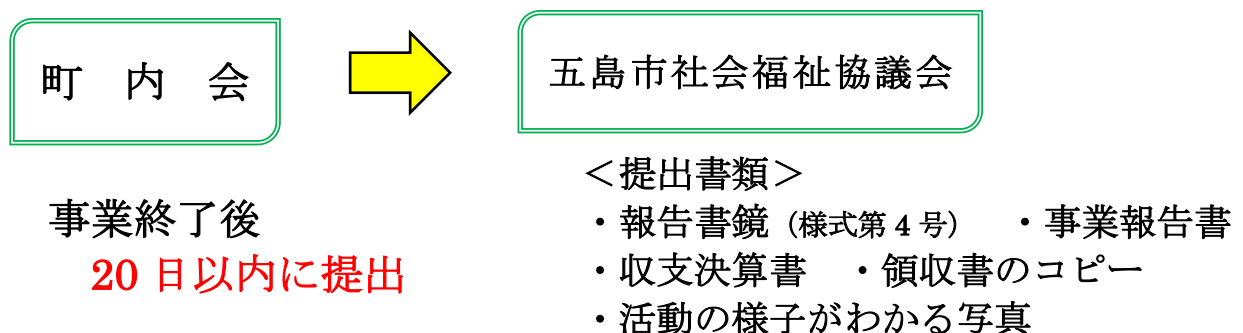
## 申請までの流れ



## 助成決定・振込までの流れ



## 実績報告の流れ





## 助成についての注意事項です

- 対象となる事業は、申請日以降に行うものに限りませす。  
※実施のご案内文書裏面の＜対象期間に関する注意事項＞を必ずご確認ください。
- 要綱で基準額を定めているものがありますので、ご確認をお願いします。また、要綱は毎年ご確認をお願いします。
- 助成が決定した事業において、内容の変更を行い実施することはできませんのでご注意ください。（全額返納となります。）
- 支出に係る証拠書類として、必ず領収書をもらうようにしてください。実績報告にも必要となります。領収書の額と決算額に差がある場合には、差額を返納していただきます。
- ご不明な点は必ずご確認の上、申請を行ってください。

次のページからが  
申請する事業別の説明です



※記載のない事業でご不明な点は直接お尋ねください

# < 敬老会 >



敬老会を開催する場合に、それを運営する役員・スタッフの方々を対象とした助成金となります。他の補助金（祝い金）等に上乗せしての使用はできませんのでご注意ください。

**対象外**



**敬老対象者(75歳以上の方)**



まちづくり協議会等より、1,500円程度の敬老祝い金が支給されますので、そちらを優先させていただきます。

**対象**



**会を運営する役員・スタッフ**



運営に係る費用として1人あたり、**1,200円以内**で助成を行います。但し、上限は50,000円までとします。

開催にあたっては、かかる経費の総額の1割を自主財源で負担していただくこととなります。自主財源には敬老祝い金等の補助金は含まれませんのでご注意ください。

**例えば・・・敬老会の経費が65,000円かかるとすると、最低でも6,500円は町内会費等での負担が必要となります。**

## < 申請に必要な書類 >

- ①申請書鏡文書（様式第1号） 1部
- ②事業計画書・収支予算書（別紙1・別紙2） 各1部



令和〇〇年度事業計画書

事業名	ふれあい敬老会
町内会名	〇〇町内会
実施担当者名	福祉 太郎
担当者住所	〒853-〇〇〇〇 長崎県五島市〇〇町111
担当者連絡先	TEL: 〇〇-〇〇〇〇 携帯: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
<b>実 施 事 業 内 容</b>	
<p>(実施目的)</p> <p>長きにわたって、地域の発展に寄与された高齢者の方に対し、感謝の意をもってその長寿をお祝いするとともに、敬老思想と高齢者福祉の意識高揚を図ることを目的として開催する。</p>	
<p>(事業内容) ※内容を出来るだけ詳しくお書き下さい。</p> <p>地区内の公民館を活用し、敬老会を実施。昼食を食べていただきながらカラオケや踊りなども楽しんで頂く。</p> <p>&lt;敬老会スケジュール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11:00~11:30 受付</li> <li>・ 11:30~11:40 開会、主催者挨拶</li> <li>・ 11:40~12:30 会食・歓談</li> <li>・ 12:30~ アトラクション (カラオケ・舞踊)</li> <li>・ 13:30 閉会</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>この2つの人数の差が、役員・スタッフの数になります。</p> </div>	
実施予定日	令和〇〇年 9月19日~令和 年 月 日
参加予定人数	30名 ※うち、敬老会を実施の場合、75歳以上の人数(25名)

(記入例)

別紙1

令和〇〇年度

事業名 : ( ふれあい敬老会 ) 収支予算書

町内会名 : 〇〇町内会

役員・スタッフの数になります。

収入

単位：円

科目	金額	摘要
社協助成金収入	6,000	町内会福祉活動推進事業助成金 @1,200円×5名
負担金	21,500	町内会負担分
その他の収入	37,500	敬老者祝い金 @1,500円×25名
収入合計	65,000	

総事業費の1割  
65,000円の1割  
なので、6,500円  
を超えていれば  
問題ありません。

支出

科目	金額	摘要
食料費	34,500	参加者お弁当代 @1,000円×30名 参加者お茶代 @150円×30名
賃借料	10,000	カラオケ使用料
諸謝金	5,000	舞踊出演者謝礼金
消耗品費	3,000	資料印刷代、写真用紙代等
雑費	12,500	敬老記念品 @500円×25名
支出合計	65,000	

<実績報告に必要な書類> ※敬老会終了後 20 日以内

- ①実績報告書鏡文書（様式第 4 号） 1 部
- ②事業報告書・収支決算書（別紙 1・別紙 2） 各 1 部
- ③領収書のコピー及び敬老会の様子がわかる写真

<助成金申請 Q & A >

Q. なぜ 75 歳以上の敬老対象者の費用として申請できないのですか？

A. 75 歳以上の方には、すでに他の機関より敬老祝い金が対象者の数に応じて支給されています。助成の財源となるお金が年々減少する中で、すでに費用の助成を受けている方々へ二重で助成金を支出することが困難になったため、“地域の交流の場”として敬老会を開催する町内会へ、役員・スタッフを対象として助成する方法に変更となりました。

Q. 敬老会を開催せず記念品のみを渡すのですが、助成金の対象になりますか？

A. なりません。あくまでも、敬老会を開催した場合の町内会役員・スタッフの費用としてのみ申請の対象となります。

Q. 1,200 円のうち、800 円をお弁当代に、残りの 400 円は別の支出に使いたいと考えていますが、そういった使い方は可能ですか？

A. 可能です。1,200 円の上限と申請対象を満たしていれば、使い道については今のところ限定していませんが、あくまでも敬老会の運営に関わる費用としてお使いください。

Q. 来賓を呼んだ場合の費用も対象となりますか？

A. なりません。あくまでも、敬老会を開催した場合の町内会役員・スタッフの費用としてのみ申請の対象となります。

Q. 演芸出演者の費用は対象となりますか？

A. 基本的にはなりません。但し、運営をお手伝い頂いた場合（受付の手伝い、進行の補助等）など対象となる可能性もありますのでご相談ください。

# ＜住民同士の交流＞

地域住民の方々を対象とした交流会等へ助成を行います。地域行事が減っていく中で、普段交流の無い方々や新しくその地域に来られた方などとの交流の場づくりにご活用ください。



## 環境整備を通じた交流

### 子どもの体験活動



## 取り組み例



### 防災に関する研修会



### スポーツ交流

開催にあたっては、かかる経費の総額の1割を自主財源で負担していただくこととなります。開催事業の費用として市や県から交付された補助金等は含まれませんのでご注意ください。

**例えば・・・経費が25,000円かかるとすると、最低でも2,500円は町内会費や参加費等での負担が必要となります。**

＜その他注意点＞ ※食料費に助成の上限があります。

☆お弁当の一部・材料費の一部 1人あたり400円以内

☆飲み物代 1人あたり150円以内

## <助成金申請Q & A>

Q. 地域の交流事業として、9月に行う地域清掃と12月に行う会食会をまとめて1つの事業（単一事業）として申請をすることができますか？

A. 質問の内容の場合、関連性が薄いのでまとめた申請はできません。ただし、地域清掃を行った後、続けて同じメンバーで会食会を行う場合や防災に関する複数回の講座の開催など、一連の流れから見て1つの事業として申請をすることもできますので、詳しくはお尋ねください。

Q. 地域の花壇の清掃後に交流を目的に参加者みなでお弁当を食べる予定にしています。助成の上限が400円となっていますが、600円のお弁当を注文してもいいのでしょうか？

A. 助成額の上限（400円）を超える額のお弁当を頼むことは問題ありません。差額は負担をお願いいたします。材料費についても同じです。但し、財源は皆さんから頂いた募金ですので、金額については常識の範囲内をお願いいたします。

Q. 町内の清掃活動を老人クラブにお願いしています。交流清掃という形で申請ができますか？

A. 申請はできません。あくまでも町内会が主として行う事業が対象となります。但し、町内会の声かけで普段清掃をお願いしている老人クラブと地域の子ども達との合同清掃・交流会を行うなどした場合には対象となる可能性もありますので、詳しくはお尋ねください。

## <申請に必要な書類>

- ①申請書鏡文書（様式第1号） 1部
- ②事業計画書・収支予算書（別紙1・別紙2） 各1部

## <実績報告に必要な書類> ※事業終了後20日以内

- ①実績報告書鏡文書（様式第4号） 1部
- ②事業報告書・収支決算書（別紙1・別紙2） 各1部
- ③領収書のコピー及び事業の様子がわかる写真

令和〇〇年度事業計画書

事業名	〇〇町内会ふれあい交流事業
町内会名	〇〇町内会
実施担当者名	福祉 太郎
担当者住所	〒853-〇〇〇〇 長崎県五島市〇〇町111
担当者連絡先	TEL: 〇〇-〇〇〇〇 携帯: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
<b>実 施 事 業 内 容</b>	
<p>(実施目的)</p> <p>地域内の子ども同士の交流を図ると同時に、大人と子どもが同じことに取り組む中で顔なじみになり、自然と挨拶を交わすことのできる環境づくりや地域の絆強化の為に実施する。</p>	
<p>(事業内容) ※内容を出来るだけ詳しくお書き下さい。</p> <p>町内会で管理する畑で育てたサツマイモを、地域の子どもと大人と一緒に収穫。その後、焼き芋会を行い親睦を深める。</p> <p>&lt;敬老会スケジュール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10:00~10:30 受付</li> <li>・ 10:30~11:30 芋掘り体験</li> <li>・ 11:30~13:30 焼き芋会・昼食会</li> <li>・ 13:30~ 解散</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">       敬老会ではないので空欄     </div>	
実施予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日~令和〇〇年〇〇月〇〇日
参加予定人数	30名 ※うち、敬老会を実施の場合、75歳以上の人数( 名)

(記入例)

別紙1

令和〇〇年度

事業名 : ( 〇〇町内会ふれあい交流会 ) 収支予算書

町内会名 : 〇〇町内会

収入

単位：円

科目	金額	摘要
社協助成金収入	22,500	町内会福祉活動推進事業助成金
負担金	1,500	町内会負担分
その他の収入	1,000	参加費 1家族 @100円×10家族
収入合計	25,000	

支出

科目	金額	摘要
食料費	18,000	お弁当代 @450円×30名 お茶代 @150円×30名
消耗品費	3,000	コピー用紙、写真用紙代等
雑費	4,000	参加記念品 @200円×20名 ※子どものみ
支出合計	25,000	

25,000 円の 1割  
なので、合わせて  
2,500 円を超えて  
いけば問題あり  
ません。



## <草刈り・環境整備活動>

地域の環境保全を目的として、住民の方々が行う草刈り作業や清掃作業に対して助成を行います。



開催にあたっては、かかる経費の総額の1割を自主財源で負担していただくこととなります。開催事業の費用として市や県から交付された補助金等は含まれませんのでご注意ください。

例えば・・・経費が36,000円かかるとすると、最低でも3,600円は町内会費等での負担が必要となります。

### 申請時の注意点

草刈り作業に使用する草払い機やトラックなどを借り上げる場合にはそれぞれに助成額の上限があります。

#### 草刈機・刈払機



1台1,500円以内  
(燃料代・消耗品代含む)  
5台まで!

#### 軽トラック・トラック



1台2,000円以内  
(燃料代含む)  
3台まで!

#### 動力噴霧器

1台1,000円以内  
(燃料代含む)  
1台まで!



1台1,500円以内  
(燃料代含む)  
1台まで!

#### チェーンソー



※上記の物以外は賃借料の対象となりませんのでご注意ください。

### <申請に必要な書類>

- ①申請書鏡文書(様式第1号) 1部
- ②事業計画書・収支予算書(別紙1・別紙2) 各1部



<実績報告に必要な書類> ※事業終了後 20 日以内

- ①実績報告書鏡文書（様式第 4 号） 1 部
- ②事業報告書・収支決算書（別紙 1・別紙 2） 各 1 部
- ③領収書のコピー及び事業の様子がわかる写真

<助成金申請 Q & A >

Q. 年に 4 回草刈りを行う場合、賃借料は毎回支払ってもいいのですか？

A. 草払機や軽トラックの賃借料は台数でカウントします。但し、1 回目の草刈りで草払い機を 3 台、2 回目で 2 台使用という形であれば上限の台数以内ですので助成の対象となります。1 回目で 5 台以上使用した場合には、それ以後は助成の対象とはなりません。

Q. 草払機の単価を 1,500 円の半分の 750 円にして、10 台分を申請することはできますか？

A. あくまで台数でカウントしますので、単価を下げても台数を増やすことはできません。（上限は 5 台までです。）


Q. 草払機や軽トラックをリース会社からレンタルした場合、レンタル料は助成の対象となりますか？

A. 個人から借り上げた場合でも、リース会社からレンタルした場合でも対象となります。但し、金額と台数の上限を超える部分は自己負担となります。

Q. 軽トラックのガソリン代、草払機の混合油代などの燃料費、草払機用の替刃などは助成の対象になりますか？

A. 賃借料の助成対象として申請を挙げたものに関しては、燃料費を含んだ額での設定金額となっていますので、別途助成の対象とはなりません。草払機用の消耗品も同様です。

令和〇〇年度事業計画書

事業名	〇〇町内会環境整備事業
町内会名	〇〇町内会
実施担当者名	福祉 太郎
担当者住所	〒853-〇〇〇〇 長崎県五島市〇〇町111
担当者連絡先	TEL: 〇〇-〇〇〇〇 携帯: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
<b>実 施 事 業 内 容</b>	
<p>(実施目的)</p> <p>地域内の通学路や公民館周辺の草刈りを行い、安全の確保や地域の環境整備を目的として実施する。</p>	
<p>(事業内容) ※内容を出来るだけ詳しくお書き下さい。</p> <p>年に2回草刈りを行い、最後の草刈り時には終了後にお弁当を食べながら交流会を実施する。</p> <p>&lt;実施予定&gt; 7月と10月</p> <p>9:00~11:00で草刈り予定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"><p>1回15名、2回なので30名</p></div> 	
実施予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日~令和〇〇年〇〇月〇〇日
参加予定人数	30名 ※うち、敬老会を実施の場合、75歳以上の人数( 名)

別紙1

令和〇〇年度

事業名 : ( 〇〇町内会環境整備事業 ) 収支予算書

町内会名 : 〇〇町内会

収入

単位：円

科目	金額	摘要
社協助成金収入	25,750	町内会福祉活動推進事業助成金
負担金	10,250	町内会負担分
その他の収入		
収入合計	36,000	

36,000 円の 1 割  
なので、3,600 円  
を超えていれば  
問題ありません。

支出

科目	金額	摘要
食料費	12,000	お弁当代 @500円×15名 お茶代 @150円×15名×2回
賃借料	20,000	草払機 @1,500円×8台 軽トラック @2,000円×4台
雑費	4,000	除草剤購入
		※お弁当代 500 円のうち 400 円が助成対象のため 6,000 円分が、お茶代は 1 回分の 2,250 円が助成金となります。
		※草払機、軽トラックはそれぞれ 5 台分の 7,500 円、3 台分の 6,000 円が助成の対象となります。
支出合計	36,000	